

# ジカウイルス感染症に関する当面の対応について①

内閣官房・外務省・文部科学省  
厚生労働省・国土交通省

## 世界の状況

- 平成27年5月以降、ブラジルなどの中南米を中心に多数の患者が報告
- 平成27年11月、ブラジル保健省がジカウイルス感染と小頭症との関連の可能性について発表
- 平成28年1月、米国CDC及び欧州ECDCが流行地域への妊婦の渡航を控えるよう警告・推奨
- 平成28年1月、WHOがカナダとチリを除く南北アメリカ大陸全域に感染拡大する可能性を指摘

## 関係省庁の対応

### 厚生労働省

- 平成27年12月、厚生労働省厚生科学審議会感染症部会において、小頭症との関連など、引き続き情報収集に努め、必要な対応をとることに合意
- 平成28年1月、国立感染症研究所のリスクアセスメントを踏まえ、①検疫所でポスター、リーフレット等による渡航者への注意喚起②自治体や医療機関に対し、患者発生時の情報提供の依頼③厚生労働省HPにジカ熱のQ&A掲載

### 外務省

- 感染症危険情報等を発出し、外務省海外安全HPや在外公館からのメールを通じて渡航者等に対して注意喚起

平成28年2月1日、WHOが中南米における小頭症等の多発について、「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態(PHEIC)を宣言

## 政府における体制の整備

ジカ熱に関する対策の総合的な推進に係る関係省庁の検討・調整を図るため、「国際的に脅威となる感染症対策推進チーム」の下に「ジカ熱に関する関係省庁対策会議」を設置(平成28年2月2日)

【主査】 内閣官房内閣審議官(国際感染症対策調整室長)

【構成員】 内閣官房(健康・医療戦略室)、外務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省の関係審議官級

政府として早急に行うべき対策を取りまとめ、逐次実施するとともに、今後の状況に応じ更なる対策を講じる

# ジカウイルス感染症に関する当面の対応について②

内閣官房・外務省・文部科学省  
厚生労働省・国土交通省

今般、中南米で感染拡大しているジカウイルス感染症に関して、本年2月1日、WHOが小頭症等の多発について、「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態」(PHEIC)を宣言したことを踏まえ、我が国としての「ジカウイルス感染症に関する当面の対応」を取りまとめ、関係省庁が連携して、速やかに実施するとともに、今後の状況に応じた適切な対策が行えるよう、更なる検討を進める。

## 中南米等

ジカ  
ウイルス  
感染症

在外邦人

政府



## ⑦流行国への適切な支援

・現地ニーズ・要請等を踏まえ、支援を検討・準備

### ①水際対策の適切な実施



#### 検疫所

- ・サーモグラフィーによる発熱等のチェック
- ・全国13箇所の検疫所で検査体制を整備
- ・検疫法に位置付けて、検査対象に追加

## 外務省

WHO・CDC等

連携・協力

国立感染症  
研究所

### ④有識者の確保による専門的な相談体制の構築



### ⑤感染拡大防止のための蚊の駆除



### ⑥ワクチン・治療薬・診断法の研究開発

- ・開発可能性のあるワクチン及び治療薬について、各々「開発促進チーム」(内閣官房、外務省、厚労省、国立国際医療研究センター、AMED、PMDA)を設置し、迅速な開発を個別具体的に支援

## 国 内

### ③国民への迅速かつ的確な情報提供

あらゆる手段・関係機関を通じた注意喚起(特に妊婦の方へ)

注意喚起

注意喚起

- ・感染症危険情報等により注意喚起を徹底
- ・旅行業、企業、リオ五輪関係者等に注意喚起

## 國 民

- ・HP等を通じた情報提供

## 厚生労働省

患者発生の報告

### ②国内発生に備えた迅速な検査・治療体制の構築

自治体・医療機関



地方衛生研究所

## 医療機関

患者発生の報告

保健所

- ・感染症法に位置付けて、医療機関に患者報告を義務付け

- ・全ての地衛研で検査体制を整備

- ・臨床情報の提供、診療ガイドラインにより治療確保

- ・献血における問診の徹底

# ジカウイルス感染症に関する当面の対応について③

内閣官房・外務省・文部科学省  
厚生労働省・国土交通省

## ①水際対策の適切な実施

- 検疫所において、サーモグラフィーによる発熱チェック、ポスターによる注意喚起等を実施【実施済み】
- 国立感染症研究所と9カ所の地方衛生研究所に加えて、全国13箇所の検疫所で検査体制を整備【3月上旬】
- ジカウイルス感染症を検疫法に位置付け、検査対象に追加【2月5日閣議決定済み】

## ②国内発生に備えた迅速な検査・治療体制の構築

- ジカウイルス感染症を感染症法に位置付け、医療機関に患者報告を義務付け、迅速に患者を把握する体制を整備し、蚊の駆除、消毒等を適切に実施【2月5日閣議決定済み】
- 全ての地方衛生研究所で検査体制を整備【3月上旬】
- 日本医師会、都道府県等を通じてジカウイルス感染症の臨床情報を医療機関に提供。また、医療機関向けの診療ガイドラインを作成し、適切な患者治療を確保【2月中旬】
- 医療関係者向けの研修会を開催【2月5日、以降随時】
- 献血における問診の徹底【実施済み】

## ③国民への迅速かつ的確な情報提供

- 厚生労働省HPに特設ページを設け、QA等を情報提供【実施済み】
- 感染症危険情報・スポット情報等を発出・更新し、特に妊婦及び妊娠予定の方の渡航は可能な限り控えること等について、外務省海外安全HPや在外公館からのメール等を通じ、渡航者・滞在者への情報提供・注意喚起を徹底【実施済み】
- 旅行関係業者への周知【実施済み】
- 流行国、地域との関係が深い企業に注意喚起【実施済み】
- 現地の日本人学校関係者に注意喚起、現地邦人紙に注意喚起を掲載【実施済み】
- リオデジャネイロ五輪関係者・選手に注意喚起。【実施済み】  
同五輪に向け、安全対策リーフレットを作成【4月頃を予定】

## ④有識者の確保による専門的な相談体制の構築

- ジカウイルス感染症に関する医療、公衆衛生等の専門家を選定し、政府において迅速に専門的な相談等を実施できる体制を整備【実施済み】

## ⑤感染拡大防止のための蚊の駆除

- 地方自治体向けの蚊媒介感染症の対応・対策の手引きの活用推進【2月中旬】
- 地方自治体向けの研修会を開催【3月上旬】

## ⑥ワクチン・治療薬・診断法の研究開発の促進

- 開発可能性のあるワクチン及び治療薬について、各々「開発促進チーム」(内閣官房、外務省、厚労省、国立国際医療研究センター、AMED、PMDA)を設置し、迅速な開発を個別具体的に支援【開発促進チームを設置済み】
- AMEDを中心に、内閣官房、文科省、厚労省が連携しつつ、適時適切に研究開発を推進。【実施中】
  - ・「感染症研究国際展開戦略プログラム(J-GRID)」のアジア・アフリカの海外研究拠点を活用し、現地におけるジカウイルス感染症の発生状況等について情報収集・共有
  - ・ジカウイルス感染症等蚊媒介感染症の検査法の開発、日本産ヒトスジシマカの分布・ウイルス感受性の研究

## ⑦流行国への適切な支援

- 現地のニーズ・要請及び他ドナー等の支援状況等を踏まえ、我が国としての迅速な支援を検討・準備